
やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議

文化庁国語課 資料

- 令和元年度「国語に関する世論調査」の結果の概要
- 「やさしい日本語」を活用した自治体の取組を推進
～地域日本語教育推進事業の事例～
- 「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト
「つながるひろがる にほんごでの暮らし」を活用した
行政職員向け研修



令和元年度「国語に関する世論調査」の結果の概要＜抜粋＞

文化庁では、国語施策の参考とするため、平成7年度から毎年「国語に関する世論調査」を実施しています。

調査目的：日本人の国語に関する意識や理解の現状について調査し、国語施策の立案に資するとともに、国民の国語に関する興味・関心を喚起する。

調査対象：全国16歳以上の男女 調査時期：令和2年2月～3月 調査方法：個別面接

調査回収結果：調査対象総数3,557人 有効回収数（率）1,994人（56.1%）

やさしい日本語で外国人に対して伝える取組の存在を知っているか＜問3＞（P.12）

—「知っている」は約3割—

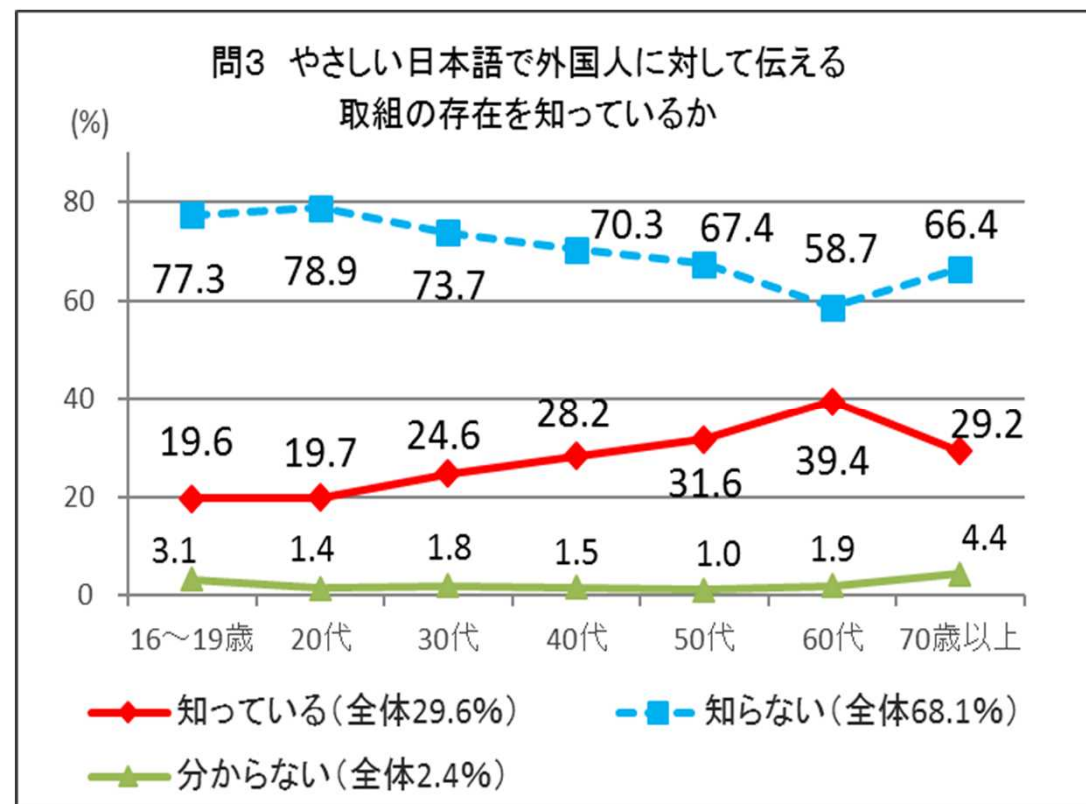
〔全体・年齢別〕

日本に住んでいる外国人に対して、災害や行政に関する情報などを、やさしい日本語で分かりやすく伝えようという取組が始まっていることを知っているかを尋ねた。

結果は、「知っている」が29.6%、「知らない」が68.1%となっている。

年齢別に見ると、右のグラフのとおり。

「知っている」は、60代で他の年代より高く39.4%となっている。一方、「知らない」は、20代以下で他の年代より高く7割台後半となっている。



令和元年度「国語に関する世論調査」の結果の概要＜抜粋＞

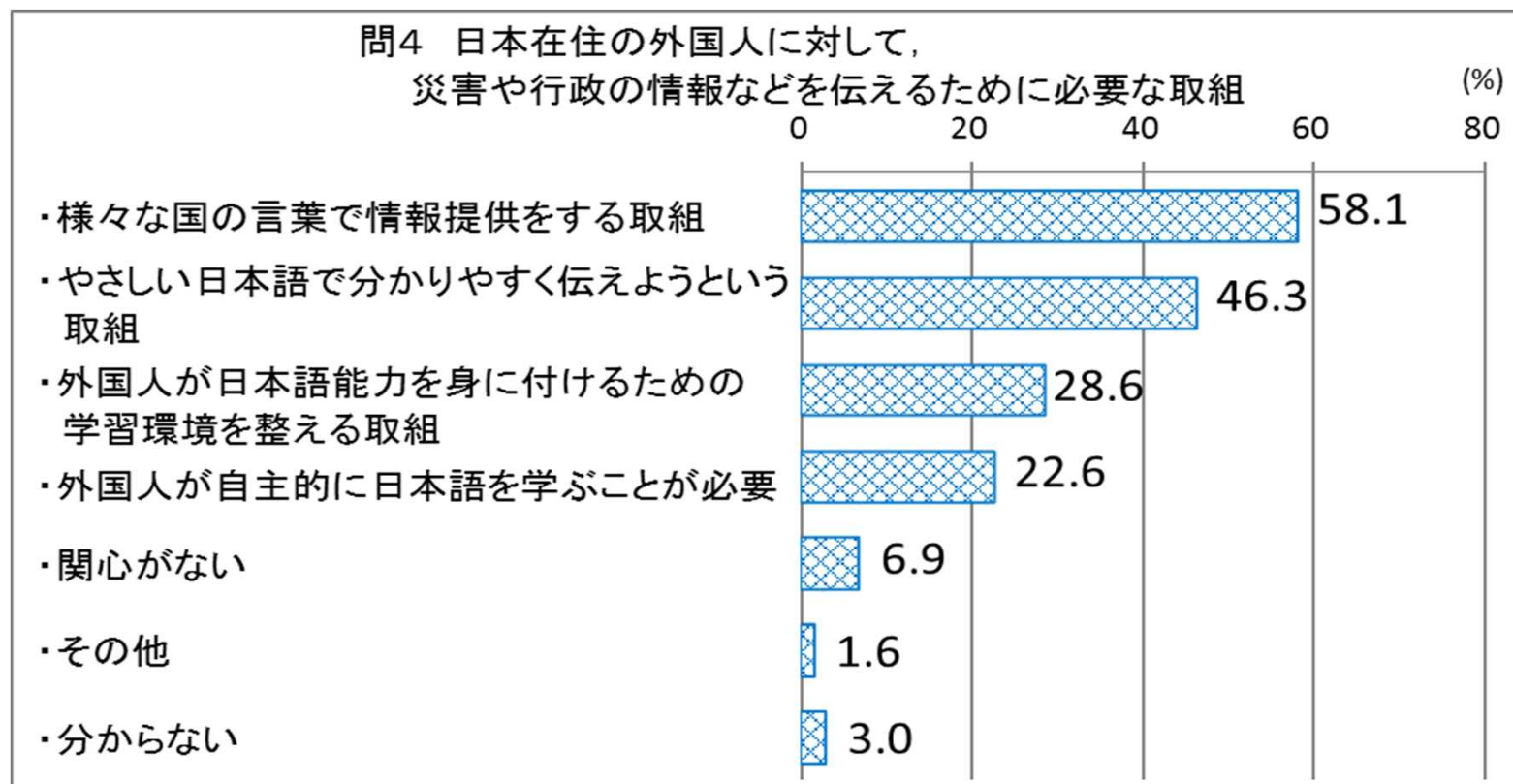
日本在住の外国人に対して災害や行政の情報などを伝えるために必要な取組＜問４＞（P.14）

- 「様々な国の言葉で情報提供をする取組」が6割弱、
- 「やさしい日本語」で分かりやすく伝えようという取組が5割弱

〔全体・年齢別〕

日本に住んでいる外国人に対して、災害や行政に関する情報などを伝えるために、どのような取組が必要だと思うかを尋ねた（選択肢の中から幾つでも回答）。結果は次のグラフのとおり。

「様々な国の言葉で情報提供をする取組」が58.1%で最も高く、次いで「やさしい日本語で分かりやすく伝えようという取組」（46.3%）となっている。



島根県

ポイント

- 本地域の日本語教室に通うことができない外国人住民を対象とした「訪問型日本語教室」の実施
- 県民・行政機関等を対象とした「やさしい日本語」出前講座の開催
- 地域の日本語教室の周知、外国人の利用促進に向けた多言語による「日本語教室MAP」の作成

● 総括コーディネーターってこんな人

仙田武司氏（公益財団法人しまね国際センター 多文化共生推進課長）



経歴等：

日本語教師養成課程（440時間）修了。日本語教育能力検定試験合格。文化庁地域日本語教育アドバイザー（2018年～）。

1995年～2008年、島根県国際交流センター（現しまね国際センター）で技能実習生に対する日本語教育や、日本語ボランティア養成などの事業に携わる。

2009年～2012年、文化庁文化語課（当時）日本語教育専門職。

2012年～現在、しまね国際センターで日本語教育事業のほか、外国語相談、多言語情報提供などに携わる。

役割

- 島根県における地域日本語教育に関する課題の把握・分析
- 行政、関係機関との連絡調整、ネットワークづくり
- 総合調整会議の調整・事務 ● 外国人住民の地域社会参画に向けたコーディネート
- 地域日本語教育コーディネーターに対する指導・助言
- 「やさしい日本語」の普及・啓発 ● 地域日本語教育に関する先行事例などの把握 ほか

DATA

とある1日

- 08:30 出勤
- 09:00 メールの確認（訪問日本語コースの学習記録の確認や問合せなどへの対応）
- 10:00 地域日本語教育コーディネーターとの打合せ（事業進捗状況の確認、学習者やボランティアに対するフォローの指示など）
- 13:30 自治体職員に対する「やさしい日本語」研修の講師
- 16:00 事務作業、書類作成、電話対応など



日本語ボランティア養成講座の様子

2019年度

地域日本語教育の 総合的な体制づくり 推進事業 事例報告書



文化庁

兵庫県，神奈川県，京都府，長野県
神戸市，浜松市など，
文化庁補助事業を活用した
「やさしい日本語」の取組が
全国で数多く実施されています。

【目的】国の基本方針を踏まえて、地方公共団体が地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るため、都道府県・政令指定都市が行う地域日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくり推進、地域日本語教育の実施に加えて、市町村の地域日本語教育の取組を新たに支援。

- 「日本語教育の推進に関する法律」に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」（令和2年6月閣議決定）
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和2年7月改訂，外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議）

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助金1/2】

《令和2年度採択実績》 件数:37件

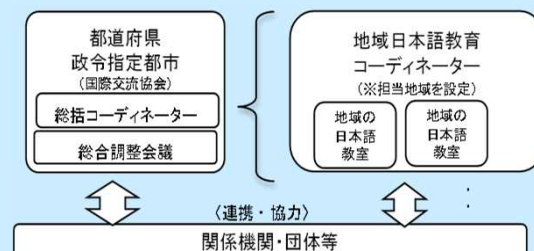
●都道府県・政令指定都市の総合的な体制づくりの支援

▼総合的な体制づくりの推進(補助金(1/2))

総括コーディネーター・地域日本語教育コーディネーターの配置
総合調整会議の設置等

▼先導的な日本語教育の実施(補助金(1/2))

日本語教師を活用して、関係機関(企業、大学、日本語学校、夜間中学等)と連携し、先導的に実施する持続可能な日本語教育等



●市町村の日本語教育の取組への支援

▼都道府県をはじめとする関係機関と連携した持続可能な日本語教育の取組に対し支援(補助(1/2))

日本語教育の実施，教師研修，教材作成，日本語教育の重要性の理解促進を図る住民向けセミナー等の広報活動等



補助金交付の概要

- 補助対象: 都道府県・政令指定都市等 ※市町村へは県事業の中で間接補助
- 補助率: 2分の1
- 前年度からの主な変更点
令和3年度はプログラムAをプログラムBに統合

●優良事例等の普及・連携強化【委託】

- ▼都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議
- ▼都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
- ▼総括コーディネーターの協議会

法律・基本方針に
基づく事業展開

総合的な体制の整備

持続可能な
日本語教育の実施

優良事例等
の成果普及



「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト つながるひろがる にほんごでの暮らし



概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・令和2年6月より公開
(委託：凸版印刷株式会社)



内容

- ・生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等
- ・活用方法等のセミナー開催



対応言語 全14言語を目標に追加予定

令和元年度：6言語開発

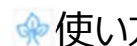
(日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語)

令和2年度：4言語追加

(インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール(カンボジア)語)

令和3年度：4言語追加

(韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語)



使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット
- ・ポスター
- ・広報用動画





シーン1

場面に応じたあいさつをしよう

特別な場面のあいさつの表現を学びましょう。よく分からない日本のマナーや習慣などについて、質問したり確認したりすることができるようになります。



1-1. パイパイ、さようなら、おさきにしつれいします



1-2. おめでとうございます、おだいじに、ごしゅうしょうさまです



1-3. のしぶくろですわ。

シーン2

お店のサービスを利用してみよう

店で買い物をするときに使う日本語を学びましょう。店の種類によって扱う商品やサービスが異なることを理解し、コンビニでのやりとりを学ぶことができます。



2-1. デパート、スーパー、コンビニ



2-2. おかねをおろしたいんですが、



2-3. おペンとうはあたためますか、

シーン3

お店を選んでみよう

色々な店を利用するときの表現を学びましょう。飲食店を予約したり、店でどんなサービスを受けられるか確認したりすることができるようになります。



3-1. よやくをしたいんですが...



3-2. さようのおすすりランチってなんですか、



3-3. しやしんがひつようなんですけど...

シーン8

病院に行こう

病院やクリニックを利用するときの日本語を学びましょう。受付での必要な手続きや医師の診察、薬の処方を受けたりすることができるようになります。



8-1. かぜをひいたみたいです、



8-2. おふろにはいってもいいですか、



8-3. こちらがしよほうせんになります、

シーン9

緊急のときは、助けをもとめよう

事件や事故にあったときに、助けを求めるための日本語を学びましょう。緊急事態が起こったときに、110番や119番に電話をかけて、助けを求めることができるようになります。



9-1. じけんですか、どこですか、



9-2. たすけてください、



9-3. かじですか、さようさゆうですか、

シーン10

役所に行こう

役所で手続きをするときに必要な日本語を学びましょう。税金や年金、健康保険のような公的な制度について、周囲の日本人に質問したり、助言をもらったりすることができるようになります。



10-1. じゅうみんとろくくのでつづきをおねがいします、



10-2. これはしよとくげいです、



10-3. これはけんこうほけんです、

「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト

つながるひろがる にほんごでのくらし

使い方ガイドブック 第2版

ウェブサイトはこちら
tsunagarujp.bunka.go.jp

文部科学省

「使い方ガイドブック」

対象：行政職員，日本語学習支援者等

- ◎自治体へのニーズ調査を踏まえて場面を選定
- ◎レベル1～3の28の場面（シーン）
- ◎日本で暮らす外国人が経験する生活の場面に特化して作成
- ◎生活に必要な日本語を見て・聞いて学べる

シーン10 役所に行こう

<https://tsunagarujp.bunka.go.jp/level02/b07>



役所で手続きをするときに必要な日本語を学びましょう。
税金や年金、健康保険のような公的な制度について、周囲の日本人に質問したり、
助言をもらったりすることができるようになります。

10-1 じゅうみんとうろくのでつづきをおねがいします。



Can do!

- 引っ越し先の役所で住民登録の手続きをするために、役所の人の日本語が理解でき、不明な点を聞いたりすることができる

大分類 Ⅷ社会の一員になる

中分類 15地域・社会のルール・マナーを守る

小分類 (33)住民としての手続をする

事例1 3301 各種手続(転入・転出・外国人登録等)をする

事例2 3301020 ☆各種手続の種類や内容について理解する

スクリプト

オウ: あの…。

市役所職員: はい。

オウ: 先週、日本へ来ました。

どんな手続きをしたらいいですか。

市役所職員: いつから、潮来市にお住まいですか。

オウ: あ、昨日からです。

市役所職員: ああ、もう潮来市にお住まいなんですね。

分かりました。

では、住民登録の手続きをお願いします。

オウ: じゅうみん…とうろく…って、何ですか。

市役所職員: 潮来市の住民ですよ、潮来市に住んでいますよ…という意味の登録です。

オウ: ああ、分かりました。

市役所職員: パスポートと在留カードをお持ちですか。

オウ: はい、あります。

市役所職員: オウ・ハオランさんですね。

ご家族は。

オウ: あ、1人です。

市役所職員: 分かりました。

こちら、ちょっとお預かりしますね。



役に立つことば

基本給、残業手当、通勤手当、控除額、支給額、健康保険証、在留カード、
パスポート、運転免許証、マイナンバーカード、年金、所得税、住民税



「使い方ガイドブック」 全ての場面会話のスクリプトを掲載

- ◎ 実際のコミュニケーションを踏まえて作られた動画コンテンツのスクリプトを掲載
- ◎ 自学用だけでなく、遠隔教育や日本語教室での活用のほか、外国人の日本語のレベルや話すスピードなども感じられることから、行政職員や学習支援者向けの研修にも利用されている

